

# 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱

昭和33年 9月30日付け33農地第3731号

最終改正 令和4年 4月 1日付け 3農振第2886号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産事務次官

(通則)

第1 農林水産大臣は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び海岸法施行令（昭和31年政令第332号）の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成19年 3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱（平成20年 4月 1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱（平成31年 3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱（令和4年 4月 1日付け 3農振第2823号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸メンテナンス事業、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱（令和3年 3月30日付け 2農振第2707号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する津波対策緊急事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成18年 3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱（昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知）に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱（平成12年 3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6月23日農林水産省告示第900号）に定める

もののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(申請手続)

第3 規則第2条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））。以下同じ。）に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 地方農政局長等は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第3の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

(申請の取下げ)

第6 補助事業者は、第3の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約)

第7 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 別表1の事業欄に掲げる1、3及び4の事業（都道府県が実施するもの（以下「都道府県営事業」という。）及び市町村が実施するもの（以下「市町村営事業」という。））に係るものにあつては、次に掲げるものとする。

(1) 都道府県営事業

ア 地区相互間の経費の額の流用

イ 地区ごとに次に掲げる変更

(ア) 経費の配分の変更

工事費の各費目相互間の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(イ) 事業の内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

c 構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2) 市町村営事業

ア 事業主体の変更

イ 地区相互間の経費の額の流用

ウ 地区ごとに次に掲げる事業の内容の変更

(ア) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(イ) 工種の新設、変更又は廃止

(事業遅延の届出)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第11 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行

状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を、各交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあつては農林水産省農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### （概算払）

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

#### （実績報告）

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第14 地方農政局長等は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90

日) 以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第15 補助事業者は、第14第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があった等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第14第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第16 地方農政局長等は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち施行令第13第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第19 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第6号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第21に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第21 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(市町村の申請)

第22 補助事業者が市町村であり、この要綱に規定する書類を地方農政局長等に提出する場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第23 補助事業者は、第3の規定による交付の申請、第6の規定による申請の取下げ、第8第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による状況報告、第12の規定に

よる概算払請求、第13第1項による実績報告及び第13第2項による年度終了実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法により行うことができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

#### 附 則

平成21年度までに採択された農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱の一部改正について（平成22年4月1日付け21農振第2471号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第2の事業の欄に掲げる事業に要する経費のうち、営繕費、工事雑費及び地方事務費並びに海岸整備事業調査指導監督事務に係る国の補助で、平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成21年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱によって令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱によって令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。ただし、第11の規定は、この通知による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第5に基づく交付決定通知により実施した事業についても適用する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱により令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例による



別表 1 (第 2 関係)

事 業	経 費	補 助 率
1 海岸保全施設整備事業	(1) 侵食対策事業に要する経費	当該経費の 1 / 2 (離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定地域 (以下「離島」という。以下同じ。)) 及び北海道にあつては 5.5 / 10) ただし、海岸法施行令第 8 条第 2 項に規定する事業にあつては当該経費の 2 / 3、沖縄県にあつては、当該経費の 9 / 10、奄美群島 (鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。) にあつては、当該経費の 2 / 3
	(2) 高潮対策事業に要する経費	当該経費の 1 / 2 (離島及び北海道にあつては 5.5 / 10) ただし、海岸法施行令第 8 条第 2 項に規定する事業にあつては、当該経費の 2 / 3、沖縄県にあつては、当該経費の 9 / 10、奄美群島にあつては、当該経費の 2 / 3
	(3) 海岸耐震対策緊急事業に要する経費	当該経費の 1 / 2 (離島及び北海道にあつては 5.5 / 10) ただし、海岸法施行令第 8 条第 2 項に規定する事業にあつては、当該経費の 2 / 3、沖縄県にあつては、当該経費の 9 / 10、奄美群島にあつては、当該経費の 2 / 3
	(4) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業に要する経費	ア 当該経費の 1 / 2 (離島及び北海道にあつては 5.5 / 10) ただし、海岸法施行令第 8 条第 2 項に規定する事業にあつては、当該経費の 2 / 3、沖縄県にあつては、当該経費の 9 / 10、奄美群島にあつては、当該経費の 2 / 3 イ アにかかわらず、機能の回復を行うものにあつては、当該経費の 1 / 2
	(5) 海岸保全施設整備連携事業に要する経費	当該経費の 1 / 2 (離島及び北海道にあつては 5.5 / 10) ただし、海岸法施行令第 8 条第 2 項に規定する事業にあつては、当該経費の 2 / 3、沖縄県にあつては、当該経費の 9 / 10、奄美群島にあつては、当該経費の 2 / 3

事業	経費	補助率
	(6) 津波対策緊急事業に要する経費	当該経費の1/2（離島及び北海道にあつては5.5/10）ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3
	(7) 海岸メンテナンス事業に要する経費	当該経費の1/2（離島及び北海道にあつては5.5/10）ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	津波・高潮危機管理対策緊急事業に要する経費	当該経費の1/2
3 海岸環境整備事業	都道府県又は市町村が行う海岸環境整備事業に要する経費	当該経費の1/3以内
4 海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設災害関連事業に要する経費	当該経費の1/2（離島、北海道にあつては5.5/10、沖縄県にあつては3/5、奄美群島にあつては2/3）ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第3条第1項第2号に規定する事業にあつては1/2（離島、北海道にあつては5.5/10、沖縄県にあつては3/5、奄美群島にあつては2/3）に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第8条第1項の規定により算出された割合を加えた率とする。
5 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費	当該経費の1/2

別記様式第1号（第3関係）

年度 ○○事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

○ ○ 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年度において下記のとおり○○○事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設  
整備事業等補助金交付要綱第3の規定により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

別紙第1

収 支 予 算 書

区 分	事業費	国庫補 助 金	国 庫 補助率	都道府 県 費	市 町 村 費		備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 ( 市町村営事業 工事費 計 統合補助事業 工事費 計 )	円	円	%	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定)

年 月 日

別紙第2

経費の配分及び事業計画の概要

事業名		地区名		海岸名		所在地		施工年度	全計年度～	年度年度					
費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
										都道府県費	市町村費	その他			
		円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円		

- (注) 1 「所在地」の欄には、当該地区の中心所在地を記載するとともに関係市町村数を記載すること。
- 2 「費目」の欄には、工事費の費目の本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費並びに実施設計費を記載すること。
- 3 「工種」の欄には、本工事費の工種の堤防工、護岸工、突堤工、離岸堤等を記載すること。
- 4 「事業量」及び「事業費」の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 「国庫補助金以外の財源」の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 「備考」の欄には、当該年度の工事の着工及び竣工の予定年月を工種ごとに記載すること。
- 7 海岸堤防等老朽化対策緊急事業については、「備考」の欄に機能の強化又は機能の回復の別を記載すること。
- 8 海岸保全施設災害関連事業については、年災別に作成し、欄外左上部に「〇〇年災」と明記すること。

別記様式第2号（第8関係）

年度〇〇事業費補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、  
下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金  
交付要綱第8の規定により申請する。

記

- 1 変更（中止又は廃止）の理由
- 2 収 支 予 算 書 （別紙第1のとおり）
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 （別紙第2のとおり）
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

（注） 記載要領は、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準じ、変更前  
の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照でき  
るよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第3号（第10関係）

年度〇〇事業費補助金遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
 〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
 〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
 道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完 了予定 年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第11第1項関係）

年度〇〇事業費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、  
農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11第1項の規定により、その遂行状況  
を、下記のとおり報告する。

記

地区名	費 目	本年度実施計画		出 来 高		進捗率 (B/A) %	備 考
		事業費 (A)	国 庫 補助金	事業費 (B)	国 庫 補助金		
		円	円	円	円	%	
計							

- (注) 1 災害関連事業については、災害年次を記載すること。  
2 備考欄には、事業着手年月日及び完了予定年月日を記載すること。  
3 「事業費」の欄には、工事の出来高を金額に換算した額を記載する。



年度〇〇事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

官署支出官 〇〇 殿  
(第12第1項に定める官署支出官名を記入)

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、  
【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11第1項の規定により、その事業遂  
行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第12の規定に基づき、  
金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

地区名	費目	事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)	事業の遂行状況		今回請求額(C)		残額(A-B-C)
					〇年〇月〇日まで に完了したもの		金額	〇月〇日 迄予定 出来高	
		円	円	円	円	%	円	%	円
計									

- (注) 1 遂行状況報告を兼ねない場合は、本文の【】の部分を除くこと。  
2 記の「地区名」の欄には、別記様式第1号の記の「2 収支予算書」の「区分」の欄を記載すること。  
3 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、  
交付決定通知の内容に従い実施したので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要  
綱第13第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

【また、併せて精算額として〇〇補助金〇〇円の交付を請求する。】

記

- 1 事業の目的
- 2 収 支 精 算 （別紙第3及び第4のとおり）
- 3 補助事業の成果 （別紙第2、第5、第6及び第7のとおり）
- 4 事業の完了年月日 年 月 日

- (注) 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として、別に作成の上、提出すること。  
2 記の3の補助事業の成果は、申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が  
比較対照できるよう、申請額を括弧書で上段に記載すること。  
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、  
帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。  
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更が  
あつたものについては、必要書類を添付すること。

別紙第3

収 支 精 算 書

区 分	事業費	国庫補 助 金	国 庫 補助率	都道府 県 費	市 町 村 費		備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 ( 市町村営事業 工事費 計 統合補助事業 工事費 計 )	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を括弧書で上段、精算額を下段に記入すること

## 国庫補助金精算

区 分	補助金 交付決 定額	精算事 業費総 額(補助 基本額)	国 庫 補助率	精算国庫 補助金額	概算払受 領総額	差引国庫 補助金未 受領(返 還)額	備考
都道府県営事業 工 事 費 計 〔市町村営事業 工 事 費 計 統合補助事業 工 事 費 計〕	円	円	%	円	円	円	

(注) 海岸法施行令(昭和31年政令第332号)第9条に規定する収入金があるときは、「精算事業費総額」欄に補助基本額を括弧書で上段に記載すること。

地区別検査調書

地区名	費目	区分	事業量	事業費	着工年月日 (竣工年月日)	竣工検査		備考
						検査 年月日	検査責任 者職氏名	
	工事費			円				
		計						
	測量及 試験費							
		計						
	用地費及 補償費							
		計						
	〇〇〇費							
		計						
	合計							

- 注) 1. 請負契約書に基づき1契約ごとに記載すること。  
 2. 用地費及補償費については、区分欄に用地買収費及び補償費ごとに記載するとともに、事業量及び事業費欄にはその金額の合計を記入すること。

別紙第6

残材料調書

地区名	名称	形状寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
				円	円		

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から4号までの財産、要綱第18の取得財産等）

	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用 年数	処分制限	種類	処分		
					円	円						円	

- (注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
- 2 備考欄に、当該事業に係る補助率等を記載すること。

年度〇〇事業費補助金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
 〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
 〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
 道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第13第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 実 績		翌 年 度 実 施		完 了 予 定 年 月 日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかつた場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。



別記様式第8号（第21関係）

〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。